

## 新型コロナウイルス感染拡大に伴う電話での処方について

《慢性疾患による定期受診患者さんのみご利用いただけます。》

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために慢性疾患で定期的に受診される患者さんに対して電話での処方箋を発行します。

\* 今回の対応は、3ヶ月以内に対面受診歴がある患者さん限定で、薬剤の処方のみ  
の対応となります事を了承願います。

\* 今回の措置は、令和3年3月末までの対応とし以降は状況を見て判断します。

\* 6ヶ月に1回の対面診察を原則とします。

電話予約時間 **【診察予約日の前日まで。当日の予約不可。】**

平日 13時～16時 052-481-5111

各診療科への取り次ぎを依頼して下さい。

[ご利用手順]

① 患者さんが電話される時にお手元に準備いただくもの

- ・当院の診察券(診察券番号をお聞きします。)
- ・かかりつけ薬局(・薬局名・支店名・住所・郵便番号・電話番号・FAX番号)

※当院からの連絡が必ず取れる電話番号をお知らせ下さい。

② 主治医が直接患者さんに電話し症状をうかがい処方します。

- ・処方日数は、最大56日までとします。
- ・当院から電話する時間の指定は不可とさせていただきます。
- ・当院からの電話は非通知での対応となりますのでご了承下さい。
- ・医師からの電話がつながらない場合、処方できないことがあります。
- ・電話での診察により、処方できないことがあります。

③ 当院から患者さんが希望された「かかりつけ薬局」へ処方箋をFAXします。

- ・処方箋の原本は、当院から直接かかりつけ薬局へ送付します。

④ 院外処方箋の使用期間は**交付の日を含めて4日以内**です。

- ・有効期間に注意して、かかりつけ薬局で薬をお受取り下さい。

⑤ 医療費は次回の外来診察日の精算とさせていただきます。

※日数に余裕を持って連絡願います。

※当院への電話の際混雑によりつながらない場合があります。

名古屋第一赤十字病院